

鹿児島工業高等専門学校国際交流室規則

(設置)

第1条 鹿児島工業高等専門学校国際交流委員会規則第8条に基づき、鹿児島工業高等専門学校に、国際交流室を置く。

(目的)

第2条 国際交流室は、本校における国際教育研究交流及び留学生交流の推進を図るとともに、外国の大学等との交流協定等に基づき、海外に派遣する学生及び外国人留学生の教育と生活の支援や交流先での学生、教職員等の危機管理対応等を行うことを目的とする。

(業務)

第3条 国際交流室は、次の業務を行う。

- (1) 外国の大学等との学術交流の協定に関すること。
- (2) 外国の大学等からの教職員及び学生の受入れ等に関すること。
- (3) 外国の大学等への教職員及び学生の派遣に関すること。
- (4) 学術の情報及び研究資料の交換に関すること。
- (5) 留学生に関すること。
- (6) その他国際交流に関すること。

(組織)

第4条 国際交流室は、国際交流室長及び事務担当者若干名をもって組織する。

(室長)

第5条 国際交流室長は、国際交流委員会委員長をもって充てる。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。